



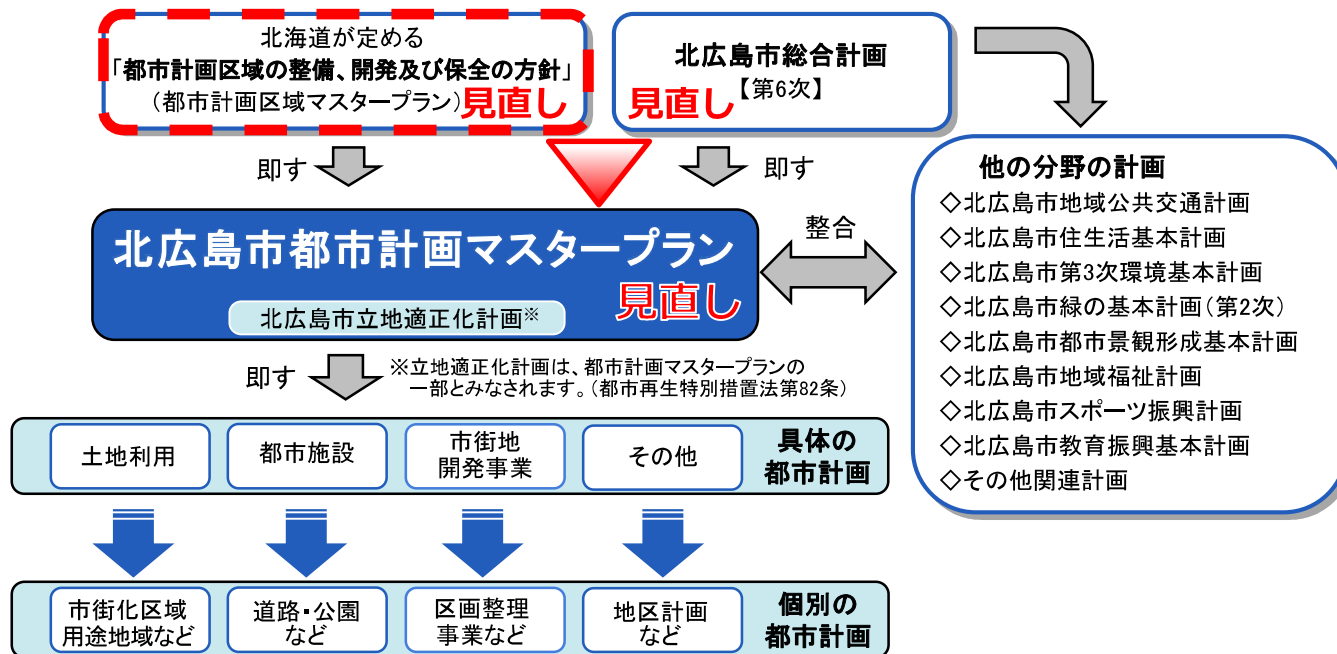
説明案件 第1号

「札幌圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の 中間見直し」について

令和7年度 第5回 北広島市都市計画審議会



- ◆ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
- 都市計画法第6条の2の規定による「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」であり、**一市町村を超える広域的観点から北海道が定める都市計画の基本的方針**



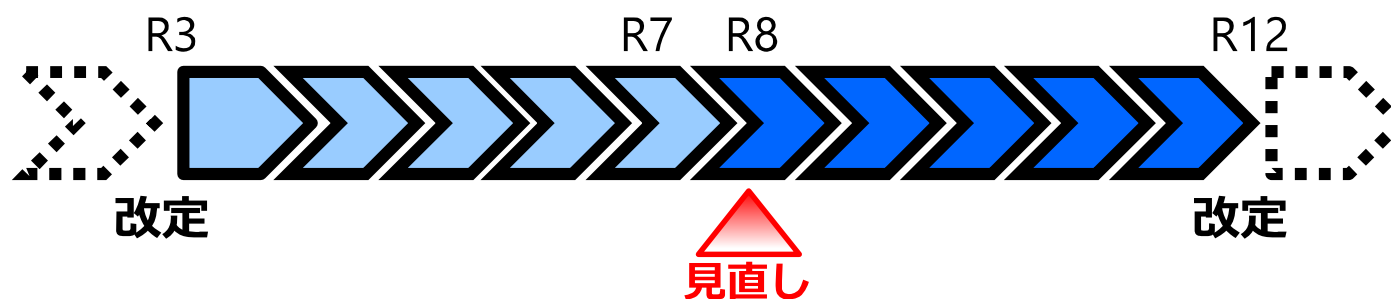
北広島市都市計画マスタープラン(第2次)と都市計画区域マスタープランの関係性



中間見直しについて

◆ 都市計画区域マスタープラン

- 北海道で令和2年から3年に見直しを実施。
- 次回見直しは、目標年次（令和12年）を踏まえて令和11年から12年に予定。
- 必要に応じて弾力的かつ機動的な対応も求められることから、中間にあたる令和7年～8年に中間見直しを実施



◆ 中間見直しの考え方

- 「Ⅰ. 都市計画の目標」及び「Ⅱ. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」は対象外
- 対象は「Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針」（住宅地、商業地、工業地及び市街化調整区域の土地利用方針のほか、道路、公園、下水道の位置づけ等）



目標、区域区分（見直し対象外）



The Ambitious City

—大志をいだくまち— HOKKAIDO 北広島市

都市計画区域マスタープランの構成

I. 都市計画の目標（P1～2）

1. 基本的事項

(1) 目標年次
令和12年（2030年）

(2) 範囲
札幌圏都市計画区域

2. 都市づくりの基本理念

各市の特性を踏まえ持続可能なコンパクトなまちづくりに向け、未利用地等を有効活用し、都市の防災性の向上を図りつつ、各市の特徴を生かしながら持続的に発展していく都市づくりを進める。

II. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針（P2～3）

人口及び産業の見通しに基づき算出した令和12年(目標年)における市街化区域のおおむねの規模

1. 区域区分の有無

2. 区域区分の方針

(1) おおむねの人口 2,164千人（都市計画区域内）

(2) 産業の規模 8,280億円（工業出荷額）

(3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

平成27年（2015年）時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。



Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針（P3～25）

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針（P3～12）

各都市計画区域の各用途の配置、各用途における建築物の利用密度、高度利用、保全すべき農地などの方針

（1）主要用途の配置の方針

都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地などの各用途を次のとおり配置する。

（2）市街地における建築物の密度の構成に関する方針

（3）市街地の土地利用の方針

（4）その他の土地利用の方針



Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針（P3～25）

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針（P12～22）

都市施設（道路、鉄道、下水道、河川等）の配置・整備についての方針及び見直し等の方針

（1）交通施設

- ・ 3・1・226号 羊ヶ丘通（一般道道仁別大曲線）
- ・ 3・3・202号 北進通（市道北進通線）
- ・ 3・3・229号 西裏通（市道西裏線）
- ・ 3・5・212号 広島公園通（市道公園通線）

上記4路線の整備を促進する。

（2）下水道及び河川

（3）その他の都市施設



Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針（P3～25）

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針（P22）

市街地整備実施の方針

- （1）主要な市街地開発事業の決定の方針
- （2）市街地整備の目標

4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針（P22～25）

緑地や都市施設（公園、緑地、広場、墓園等）の適正配置や将来目標の方針

- （1）基本方針
- （2）緑地の配置の方針
 - b レクリエーション系統
 - ・総合公園としては、札幌市に中島公園を含む10公園のほか厚別山本公園を新たに配置する。江別市に東野幌総合公園、北広島市に緑葉公園を配置する。
- （3）実現のための具体の都市計画制度の方針
- （4）主要な緑地の確保目標



都市施設の名称変更（R3年4月）

変更箇所(章)	Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針（P8） 及び 4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針（P25）	
新旧	新	旧
変更内容	北海道ボールパークFビレッジ	きたひろしま総合運動公園
変更箇所(章)	Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針（P21）	
新旧	新	旧
変更内容	アクア・バイオマスセンター北広島	北広島下水処理センター





J R新駅北側の土地利用

変更箇所(章)	Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 (P9)	
新旧	新	旧
変更内容	北広島市では、J R新駅北側において、交通結節機能の強化を図り、駅周辺の利便性を生かした業務施設や主として地区住民のための生活利便施設の立地のため、工業系土地利用からの用途転換を検討する。	記載なし





市街化調整区域における土地利用

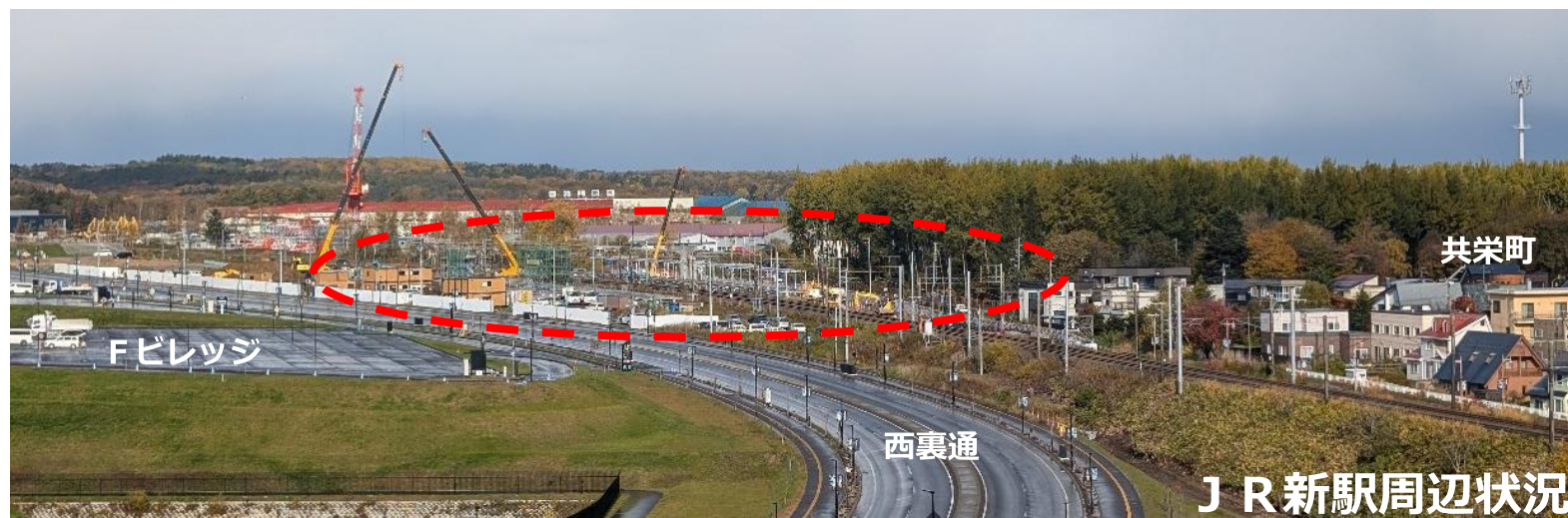
変更箇所(章)	Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 (P12)	
新旧	新	旧
変更内容	北広島市の国道36号沿線の西部地区や国道274号沿線の西の里地区においては、交通利便性の高さを生かし、物流事業や食料品製造業をはじめとする産業振興に寄与するための土地利用について検討する。	記載なし





交通結節機能の強化

変更箇所 (章)	Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 (P17)	
新旧	新	旧
変更内容	北広島市においては、J R新駅の整備と併せ、交通結節機能の強化を図る。	記載なし





今後のスケジュール



The Ambitious City

—大志をいだくまち— HOKKAIDO 北広島市

北広島市	北海道	時 期
北海道都市計画課 下協議		令和7年12月19日
都市計画審議会（予備審査）		令和8年 1月23日
案の申し出		令和8年 2月下旬
	パブリックコメント	令和8年 3月上旬から 令和8年 4月上旬まで
	公聴会	令和8年 4月中旬
	都市計画審議会（幹事会）	令和8年 5月上旬
	都市計画審議会（予備審査）	令和8年 5月下旬
	市町村への意見聴取	令和8年 8月上旬
	案の縦覧	令和8年 8月中旬から 令和8年 8月下旬まで
都市計画審議会（本審査）		令和8年 8月下旬
	都市計画審議会（本審査）	令和8年 9月上旬
	変更告示	令和8年10月中旬